

## 京都芸術センター自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都芸術センター敷地内に来館者の利便性向上に資することを目的として、自動販売機を設置する事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申し込みください。

### 1 設置場所等

設置場所	設置面積寸法上限 (mm)	設置可能台数	最低使用料 (税込・令和7年5月1日から令和8年3月31日までの使用料)
京都芸術センター	W1, 460×D830×H2, 250 ※前後左右 10mm 程度余裕有	1台	29,049円

※ 設置場所については、設置施設を管理する公益財団法人京都市芸術文化協会の指示に必ず従ってください。（別添「位置図」参照）

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含みますが、空容器の回収箱設置場所を含みません。

### 2 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、営業事業者に応募することができます。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方
  - ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について、令和7年3月末現在で3年以上の実績を有していること。
  - イ 応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。
  - ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方
  - ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について、令和7年3月末現在で3年以上の実績を有していること。
  - イ 応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。
  - ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
  - エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
  - カ 申出者又は応募者である役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申込みに当たって、二部の方を除いて\*、下記の書類の提出をお願いすることになります。

<申込者又は応募者が個人であるとき>

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<申出者又は応募者が法人であるとき>

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 印鑑登録証、登記事項証明書の提出を免除する方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）の提出を免除する方

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 町内会、自治連合会等
- 3 指定管理者として指定されている事業者、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者等
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を提出してください。

### 3 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までとします。  
なお、令和8年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年（令和10年3月31日まで）を限度に引き続き1年ごとに使用許可を更新することとします。

### 4 使用料

(1) 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、令和7年5月1日から令和8年3月31日までの使用料を百円単位で記入してください。

(2) 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、使用を開始する前に、本市が指定する期日までに設置期間分の使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は営業事業者の負担となります。

(2) 更新後の使用料

上記3に記載する使用許可の更新が果たされた場合、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とします。

## 5 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器又はカップに入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

(2) 販売価格

標準販売価格（メーカー希望小売価格）としてください。

## 6 設置機種等

(1) アウトドア型（ペットボトル、カン、紙パック、紙コップ式）の飲料用自動販売機とし、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課が提供する画像（京都芸術センターロゴマーク）を掲示してください（掲示に係る費用は営業事業者負担）。

(2) ユニバーサルデザインのものとしてください。

(3) 環境に配慮したものとしてください。

(4) 災害救助ベンダーとしてください。

(5) 電気子メーターを設置してください。

(6) 紙コップ式の場合について、施設設置の水道を使用することはできません。

## 7 維持管理

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

## 8 応募申込手続

(1) 申込方法

ア 郵送される場合

(ア) 申込受付期間

**令和7年2月20日（木）～令和7年3月6日（木）必着**

(イ) 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所分庁舎地下 1 階  
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課（神野宛）

(ウ) 送付方法

書留郵便で京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課に送付してください。

普通郵便で送付された場合、不着のときは、応募がなかったものと見なしますので御注意ください。

イ 持参される場合

(ア) 申込受付期間

令和7年2月20日(木)～令和7年3月6日(木)  
【午前9時～正午、午後1時～午後5時】 ※土日除く。

(イ) 提出先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課 神野又は中西(健)まで

(2) 必要書類(各1部ずつ、イ及びウの様式は任意)

ア 応募申込書 **様式1**

イ 販売予定品目(自動販売機用)

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

(3) その他

ア 前記以外による受付(電話、電子メール、FAX等)は行いません。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ウ 様式は、ホームページからダウンロードできます。

**京都市文化芸術企画課ホームページアドレス** <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-3-1-0-0.html>

## 9 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 **様式2** にその内容を記入のうえ、FAX又は電子メールにより送付してください。

(1) 質問書受付期間(FAX又は電子メール)

令和7年2月20日(木)～令和7年2月27日(木)

(2) 質問書提出先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

FAX 075-222-3119

E-mail [bunka@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka@city.kyoto.lg.jp)

(3) 質問に対する回答

回答につきましては、質問受付日の翌日から起算して3営業日以内にホームページに掲載して回答します。

**京都市文化芸術企画課ホームページアドレス** <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-3-1-0-0.html>

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外(来所及び電話等)には一切応じられません。

イ また、応募内容、審査等に関する問合せには一切応じられません。

ウ 様式は、ホームページからダウンロードできます。

**京都市文化芸術企画課ホームページアドレス** <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-3-1-0-0.html>

## 10 営業事業者の決定

### (1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「2 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「1 設置場所等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いの下、くじにより決定することとします。

### (3) 決定予定日

令和7年3月21日（金）頃に決定する予定です。

### (4) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された営業事業者名及び決定金額を通知します。また、ホームページにおいて、決定された営業事業者が法人か個人かの区分と決定金額を掲載します。

京都市文化芸術企画課ホームページアドレス <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-3-1-0-0.html>

### (4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ 応募者の記名がないもの

ウ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの

エ 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの

オ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除、挿入等があるもの

カ 営業事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの

キ その他この要項の条件等に違反したもの

#### 【問合せ先】

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課（担当：神野、中西（健））

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市役所分庁舎地下1階

電話（075）222-3119

FAX（075）213-3181

E-mail [bunka@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka@city.kyoto.lg.jp)

京都芸術センターホームページ <http://www.kac.or.jp/>